

市の情報をお知らせします

インフォメーション

行事、講座、教室や、市からのお知らせなどを中心に掲載しています。

市への郵便物はこちらへ
 〒617-8665 向日市役所
 市へのお問い合わせはこちらへ
 ☎931-1111
 市へのファックスはこちらへ
 FAX 922-6587
 市への電子メールはこちらへ
 info@city.muko.kyoto.jp



ひまわり娘

課税世帯などの方は、24,600円)を超えた額を高額医療費として支給します。

同じ世帯の複数の老人保健医療受給者が同じ月に入院した場合

1人の老人保健医療受給者が同じ月に異なる2つ以上の病院に入院した場合

または に該当する方は、老人保健医療受給者証(白色)、健康保険証、印鑑、振込口座(郵便局以外)、入院していた期間の領収書などを持って、申請してください。

☎高齢者福祉課(内線342)

健康

風しん予防接種の対象者が拡大されます

平成13年11月7日予防接種法の改正により接種対象者が拡大されます。

期間 平成15年9月30日までに限る。

対象者 昭和54年4月2日～昭和62年10月1日までに生まれた14歳以上の人で今までに風しんの予防接種を受けていない人、風しんにかかっていない人は、公費で受けることができます。

手続き 予診票の発行は、健康管理課へ母子健康手帳を持って取りに来てください。

☎健康管理課(内線339)

そのほかのお知らせ

製造事業所のみなさまへ 工業統計調査等にご協力ください

12月31日現在で、次の統計調査が同時に行われます。

平成13年工業統計調査 製造事業所の実態を調査

平成13年石油等消費構造統計調査 従業者30人以上の製造事業所の石油等の消費実態を調査

12月下旬から来年1月にかけて調査員がお伺いします。なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、数字などの正確なご記入をお願いします。経済産業省・京都府・向日市

☎総務課行政係(内線294)

所得税の確定申告書が新しくなります

平成14年1月から使用する所得税の確定申告書(平成13年度分からの)様式が変更されます。様式見本については、市役所税務課窓口にあります。

☎右京税務署☎311 6366

(市役所)税務課市民税係(内線222、223)

教室・講座

新春経済講演会「情報が主役の時代」

日時 1/18(金)午後7:00～8:30(午後6:00開場) 場所 市民会館ホール
 講師 辛坊治郎さん(読売テレビ報道局情報番組部長) 整理券(無料) 12/17(月)から産業振興課(内線239)、向日市商工会事務局☎921 2732で配付しています。

しめ縄づくり

日時 12/26(水)午前10:00～正午
 場所 物集女コミセン
 対象 小学4年生以上30人(親子で参加歓迎)
 材料費 300円(申込み時)
 申込み 12/15(土)から物集女コミセン☎921 1514へ。(定員になり次第締切り)

楽しいオカリナ教室

日時 1/19(土)・26(土)・2/2(土)・9(土)・16(土)・3/2(土)・16(土)・21(祝) いずれも土曜日の午後2:00～4:00。ただし、最終回は木曜日(祝日)
 場所 中央公民館
 対象 向日市民15人(未経験者可)
 講師 和唐直樹氏(オカリナ工房「エル・ミガロ」主宰) 申込み 平成14年1月5日(土)から中央公民館☎932 3166へ。

高齢者福祉

介護者見舞金

65歳以上で要介護度「3・4・5」の高齢者が在宅で介護されている方に介護者見舞金として年額6万円を支給します。

対象者 次の要件のいずれも満たす方が対象となります。

平成14年2月1日現在、高齢者および介護者とも市内に住所を有する方

介護保険の要介護状態区分が「要介護3・要介護4・要介護5」の65歳以上の高齢者が在宅で介護されている主たる介護者

ただし、次の場合は対象になりません。

- ・平成13年7月に申請し、支給を受けた方
- ・平成14年2月1日に要介護高齢者が特別養護老人ホーム、その他の社会福祉施設に入所されている場合
- ・平成14年2月1日に要介護高齢者が病院もしくは

は介護老人保健施設に引き続き3か月を超えて入院や入所されている場合

介護保険の要介護認定は申請をされてから1か月近くかかります。介護保険の申請がまだの方は介護者見舞金の申請期間に間にあうようにお済ませください。

申請期間 平成14年2月1日(金)～15日(金)(土・日・祝日は除く)

申請に必要なもの 介護保険の被保険者証、振込口座のわかるもの(郵便口座を除く)

支給時期 平成14年3月29日(金)

☎高齢者福祉課(内線327)

老人医療制度

医療保険に加入している65歳以上70歳未満の方で、次の または に該当する方は、老人保健と同じ一部負担金で医療を受けられる制度です。

所得税が課せられていない世帯の方
ひとり暮らし、老人世帯に属する方(所得制限あり)

この制度の適用を受けるには、あらかじめ申請をして、受給者証の交付を受ける必要があります。

☎高齢者福祉課(内線342)

高齢者が医療保険で入院されたとき(予定含む)

入院見舞金(満65歳以上)

医療保険で入院されている市民税が非課税世帯の方は、向日市から入院見舞金が支給されます。

入院1日につき1,000円を支給します。ただし、年間60日を限度とします。

申請には、印鑑、振込口座(郵便局以外)、入院していた期間の領収書などが必要です。

食事代の減額など

老人保健医療受給者証(白色)をお持ちの方が入院されたとき、入院中の食事代や、一部負担金が減額される制度があります。ただし、市民税が非課税世帯などの制限があります。

申請には、老人保健医療受給者証(白色)、健康保険証、印鑑が必要です。代理の方でも結構です。申請をお願いします。

申請月の初日から有効です。遡っての支給はできませんので、ご注意ください。

高額医療

この制度は、次の または に該当し、それぞれの一部負担額を30,000円以上(市民税非課税世帯などの方は、21,000円以上)を支払ったときに、それらの額を合算し、37,200円(市民税非

老人保健だより

高齢者福祉課(内線342)

70歳以上の人(65歳以上で一定の障害により認定を受けた人)は、老人保健法により医療を受けています。

平成12年度の向日市における医療費の状況をお知らせします。

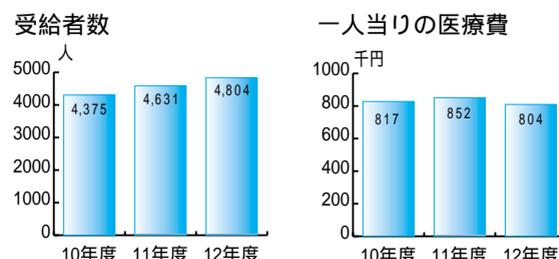
受給者数(平成13年2月現在) / 4,804人

総医療費 / 38億6126万6548円

一人当たり医療費 / 80万3760円

平成11年度の一人当たり医療費は、京都府で3番目に高くなっています。

一人ひとりが日常の健康管理に気をつけて、元気に生活できるようにしましょう。



12月の施設情報

保健センター(15～31日) ☎健康管理課(内線333、338、339、357)

- 健康体操 20(木)午前9:30～11:30
- 乳児後期健診 20(木)午後1:15～2:45
- リハビリ教室 19(水)・26(水)午前9:30～11:30
- ツベルクリン反応 19(水)午後2:00～3:20
- 離乳教室 19(水)午前9:15～11:30
- BCG予防接種 21(金)午後2:00～3:20
- マタニティクッキング 21(金)午前10:00～

市民温水プール ☎931 5277 木曜休

ワンポイントアドバイス 21(金)午後2:30～3:45 臨時休館 25(火) 1/1(祝)午前の部・午後の部は開館(夜の部は閉館)